

生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会  
平成 30 年度第 2 回会議 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 5 日(金) 午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

会 場：生駒市役所 401・402 会議室

会議次第：

1 案 件

- (1) 適正な学級規模について
- (2) 預かり保育について
- (3) その他

出席者：吉岡 眞知子 中嶋 宏明 上田 直美 山中 治郎 有吉 正晃

欠席者：米田 恵美子

傍聴者：なし

事務局：

定刻となったため、ただ今から「生駒市学校教育のあり方検討委員会 就学前教育・保育部会 平成 30 年度第 2 回会議」を開催する。

(配付資料の確認)

(第 1 回会議に係る議事概要の公表に伴う承認)

それでは、会議次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

**会議次第 1 (1) 適正な学級規模について**

部会長：

事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から、『生駒市就学前教育・保育のあり方に関する基本方針』に基づく「5 歳児クラスの定員」を含めた公立幼稚園における適正な学級規模の案について説明を受けたが、何か意見等はないか。

委 員：

昔は公立幼稚園の 1 クラスの定員が 40 人となっており、学級運営もそれで成り立っていた。しかしながら、昨今、公立幼稚園においても支援を必要とする子どもが多数在籍するようになり、加配講師の配置が必要となっている状況である。

現在、公立幼稚園にはどの園にも支援を要する子どもや要保護児童対策連絡協議会(要対協)に関係する園児が多数在籍しており、昔の子どもと今の子どもでは置かれている環境やそれに伴う課題が異なるので、定員について数字だけで簡単に判断することは難しいと考える。

委 員：

本市は小学 1 年生におけるクラス定員が 30 人となっており、4 歳児クラスの定員が 30 人であることをふまえると、個々のクラスの状況は分かりかねるが、現在、5 歳児

クラスの定員だけが 35 人となっていることについては疑問や違和感がある。定員を 30 人とした方が、確かに負担はかかるが、保護者としては自分の子どもを見てもらっていると感ずることができる。私としては、たとえ予算上の問題があっても 30 人学級は何とか実現してほしいと思う。

本市においては、これまで数多くの住宅開発がなされてきており、市外からの転入世帯を含む保護者の幼稚園ニーズは高いものがあつた。5 歳児クラスの定員は 30 人を目標とすべきであり、そのための支援は大切であると考えている。

委員：

小学 1 年生における学級編制は、県においては 35 人学級であるところ、本市においては独自に 30 人学級としている。その後、クラス定員については、小学 2 年生が 35 人、小学 3 年生以上が 40 人となっている。したがって、児童が 31 人となった場合には 15 人と 16 人の 2 つのクラスができることになり、そのことでクラス担任にとっては受け持つ児童の人数に倍の違いが生ずることとなる。これを幼稚園に置き換えると、例えば 4 歳児が 30 人から 32 人となった場合には 16 人と 16 人のクラスができることになるが、5 歳児が 32 人となった場合であっても現状においては 1 クラスしか設置されず 1 人の先生で受け持つこととなる。

昨今、教師における働き方改革も求められるなか、教師（や学校現場）としても、1 人の子どもを丁寧に見るだけでなく、保護者に対してもきめ細かい対応が求められることから、適正な学級規模について検討することは大事な論点であると考えている。

現在、本市の 4 歳児から小学 1 年生にかけてのクラス定員は 30 人、35 人、30 人となっているが、子どもたちの友達づきあいを考えた際には、定員がだんだんと増えていった方が望ましいように思う。

委員：

先生にきめ細やかに見てもらえるという点においては、定員が少ない方が保護者としてもいいのではないかと思う。本市の今後の園児数の推移を考慮しても、全体として減少していくと推測されていることから、5 歳児クラスの定員を 30 人とすることとされている。

部会長：

本市においては、小学 1 年生のクラス定員が 30 人であるなかで 5 歳児のクラス定員が 35 人であることからとりわけ違和感がある。

したがって、基本方針にもあるとおり、現在、小学 1 年生のクラス定員が 30 人であるわけだから、5 歳児のクラス定員も 30 人とした方が円滑な幼小接続を考慮した際に方向性としては円滑であるように思う。

事務局：

ちなみに、奈良市においては小学 3 年生まで 30 人学級を実施している。

一方、国におけるクラス定員の基準としては、幼稚園は 3 歳児から 5 歳児の各年齢とも 35 人以下、小学 1 年生が 35 人、小学 2 年生以上が 40 人となっている。

本市においては、小学校における少人数での学級編制を平成 20 年ごろから進めてきていたが、その際に小学校に接続する幼稚園のクラス定員については検討の対象外としていた。

委員から指摘のあつたとおり、幼小の円滑な接続を考えた際においては、確かに 4 歳児から小学 1 年生にかけてクラス定員を 30 人で統一させた方がよい。一方、仮に年度の途中で転入生が 1 人生じたことに伴って 31 人になったケースなど、すぐにクラスを分割することが望ましくないケースもあり、柔軟に運用していく必要もあるように

思う。その意味では「30人(程度)学級」が適切ではないかと考える。

委員：

私としては、5歳児クラスの定員を30人として確保してほしい。

1クラスのままでずっといくとなると、子どもにとってはリセットがきかず、成長していくに当たって難しい状況が生ずる場合もあり、その意味においてもクラス替えを行っていく状況を作っておくことが大切ではないか。これは要望・意見としてあげておく。

部会長：

表記としては「30人程度」としておいて、園児数が31人になったときに考えるということか。市として、小学校では児童数が31人になった途端にクラスを分割しているにもかかわらず、幼稚園では個々に対応するということだが、その点の整合性はどのようにとるのか。

事務局：

国(文部科学省)の基準として、定員が40人を超えることは許されていないため、市も国の基準に準拠して運用しており、30人程度や35人程度については、国の基準以下であるので市の裁量の範囲内で柔軟に運用させることができる。

部会長：

幼稚園だけでなく小学校も含めて定員を柔軟に運用しているのであれば分かるが、幼稚園だけ柔軟に運用するというのはいかがなものかとも思う。定員の考え方としては、幼稚園、小学校ともに同じように運用すべきではないか。

事務局：

幼稚園も小学校も、国の年齢に応じて35人や40人以下とする基準の範囲内においてあくまでも市の運用(独自基準)で30人学級や35人学級を行っているにすぎない。

したがって、35人や40人学級を基準とする国からは定員の差に伴う教師人件費については補助がない。その結果、市としても、財政面で厳しいなか経費を負担せざるを得ないこととなる。

部会長：

部会としての報告書には「30人程度」という表記は残すこととするのか。

委員：

「30人程度」と表記することによって、いいように解釈すれば、たとえ28人であっても個々の状況によってはクラスを分割してもらえる可能性も考えられる。

他方、クラスの分割に当たってはそのタイミングも重要であり、学期の途中や短い3学期だけ定員を超過したためにクラスを分割することはやはり好ましくない。“程度”のニュアンスは現場の先生方が一番よく分かっていると思うので、定員の表記については「30人とする」としておいて、その結果として仮に不都合が生じた場合には現場サイドに対応を任せるのがいいのではないか。「30人程度とする」としてしまうと、基本的に30人では分割“しない方向”で進んでしまいかねない。したがって、私としては「程度」という表記はつけないでほしいと思う。

委員：

私も基本的には30人を超えた段階で分けた方がいいと思う。

一方、3学期に入ってから定員を超過したためにクラスを分割するとなると好ましくない状況が生ずることもあるので、必要であれば事前に相談したうえで柔軟に運用してもらえるよう要望すればいいのではないか。また、教室が不足するために物理的に

クラスを分割できないといった状況も起こり得る点には留意が必要である。

なお、配慮を必要とする子どもへの対応については、小学校においては別途「支援学級」を設けて授業を行っているものの、給食の時間等は一緒に生活を行うことから、一時的にクラスの児童数が 40 人を超えて 42 人といった状況になることがある。したがって、その意味において「程度」表記とするのであれば大歓迎である。

部会長：

確かに、クラスの園児数が 30 人に満たない場合についても柔軟に運用することが必要であると思う。

事務局：

「程度」という言葉は幅のある言葉であり、たとえクラスの児童・園児の数が 30 人以下であったとしても、クラスの運営において配慮が必要であると考えられる子どもがいる場合については個別に検討することができる。また、他方、児童・園児の数が 30 人を超えたからと言ってすぐにクラスを分割しなければならないことにもならない。

部会長：

保育の質を低下させないといった意味合いを含んだ「程度」という表記である必要もあるかと思う。

委員：

定員の減少に伴うクラスの増加により PTA 役員も増加することになる。ただ、それ以上に 1 人の先生が 1 人ひとりの園児に愛情をもって接してもらえらることの方がいいと感じる保護者も多いのではないか。その意味では、極力少ない園児数をたくさんの先生方で直接見てもらうこととし、何か問題は生じたときには個々に対応していけばいいように思う。特に 5 歳児においては、3、4 歳児の面倒を見て自我が芽生えてくることに加えて、翌年には小学校への入学も控えており、環境が変わることとなるため、その意味での配慮も必要であると思う。

委員：

A 幼稚園では 31 人の園児を 1 人の担任で見ると、B 幼稚園では 31 人の園児を 15 人と 16 人のクラスに分割して 2 人で見るとなると、保護者間のネットワークによってその対応や決定の違いがクレームの対象になることもあり得る。その意味では、小学校の例に準じて原則として 30 人を超過した際にはクラスを分割するとした方がいいのではないか。

事務局：

小学校における定員の考え方との整合性を図る必要がある一方で、市の財政問題も絡んでくる。

現時点における 30 人学級、35 人学級での運営については、あくまでも国の基準をベースにした設定となっているため、国の基準が変更となれば将来的に変更となることが十分にあり得る。一方で、公立幼稚園の 5 歳児が受ける教育(保育)の環境について、保育所やこども園に通所する 5 歳児が受けている保育の環境に近づけていく必要性も感じている。

したがって、事務局としては、今後の実務を考えた際は、5 歳児のクラス定員の表記については、はっきりと 30 人と明記してしまうよりも「30 人程度」としておいた方が進めていきやすい。なお、実際の運用方針については今後十分に検討することとし、柔軟に対応していければと考えている。

また、委員の意見にもあったように、園児数が同じ 28 人であっても配慮が必要な園児がいる場合は定員を「30 人程度」とすることによってクラスを分割することができ

る場合もある。その意味でも、単純に数字だけで見るとはならず、少し幅をもたせた方がよいのではないかと考える。

部会長：

今回、部会として「30人程度」表記とするという結論に至った場合、最終的にその運用については誰が決定することになるのか。

事務局：

所管課（であることも課）において種々の要素を勘案したうえで運用素案を起案し、最終的には教育委員会において決定されることとなる。

委員：

私としては、5歳児のクラス定員についてはやはり「30人」と明記してほしい。

保護者間のネットワークは本当に怖く、保護者にとって都合のよい場合には市の解釈による運用であっても問題ないが、差を設けることとなった場合には気をつけて運用する必要があると思う。小学校との整合性を考慮するためにも、5歳児のクラス定員は30人で死守しなければならないと考えるところである。

事務局：

繰り返しにはなるが、国の基準においては、幼稚園は35人、小学1年生は35人、小学2年生以上は40人が1クラスの定員として定められている。市としては、この国の基準さえクリアすれば、あとは市の裁量に委ねられている。

他方、教室が確保できなければたとえ定員を超過していたとしてもすぐにクラスを分割することはできない。

部会長：

教室が確保できないことなど物理的な問題があるのであれば保護者を含めて納得できるだろうが、いずれにしても現場の先生方も含めて説明責任が生ずることには変わりない。今回、教室がすぐに確保できないことを含めての「程度」表記ということであれば委員としても理解できるのだが、その理解でよいか。

委員：

市や事務局として幅を持たせておきたいというのは一定理解できるが、30人と規定したとしても仮に教室がすぐに確保できないために園児数が超過したからといってクラスを分割できないということであれば、幼稚園も学校としても説得力をもって保護者に説明できるだろうし、保護者の理解も得やすいのではないかと考える。したがって、市として、現場の先生方を助ける意味合いで「程度」表記とすることの必要性は薄いのではないか。

部会長：

今回の部会における議論の内容については、各委員から出された意見をきちんと書いていただいたうえで議事録を公表していただきたい。

確認だが、表記の仕方として「30人を基本として」ではだめなのか。「30人（30人程度）」と表記すると実施の可能性が低く感じてしまうが。また、この方針は来年4月当初から実施する予定なのか。

事務局：

30人を超過した場合であってもクラスを分割せずそのまま継続させたい場合などもあるので、事務局としては表記は「30人(程度)学級」とした方がよいのではないかと考えている。

部会長：

最終的な表記については事務局に一任するが、仮に「程度」表記とすることとした

場合であっても、今回の部会において委員から危惧・懸念の声があがったことはきちんと議事録に残しておいてほしい。

ただし、やはり定員の考え方を小学校と同一にすることが基本であると考えてるので、その趣旨をふまえて運用していただきたい。

事務局：

公立幼稚園の 5 歳児クラスの定員については、今回の部会における委員意見の趣旨をふまえ、部会としての報告書の表記に反映させることとする。

## 会議次第 1 (2) 預かり保育について

部会長：

事務局から説明いただく。

事務局：

資料に基づき説明

部会長：

ただ今事務局から説明を受けたが、何か意見等はないか。

委員：

預かり保育の実施に伴う先生方の負担はかなり大きいのか。

委員：

利用人数も多く、負担としてはかなり大きい。フリー講師（特定の担当をもたない常勤講師）だけでの対応では難しいので、現場としても、ボランティア（学びのサポーター）の登録者に声をかけるなど人員の確保に向けて努力はしているが、なかなか苦労しているところである。

なお、3 歳児も多数利用しており、今年度から開始した 1 学期当初の預かり保育の時間は慣れない環境や淋しさからか泣いてしまう子どもも多いのが実態である。

委員：

先生方の負担は大きいと思うが、実施できるところは実施していったほしいと思う。公立幼稚園の預かり保育の利用に当たっては、以前は保育所入所並みの要件が必要であったが、今はそれが緩和され、気軽に利用できるようになっている。女性の社会進出や子育て軽減・余暇利用のための利用ということで、今の時代に適合しているのではないか。

部会長：

私立幼稚園の預かり保育は 17 時まで、長期休業期間中も利用できるなど充実している印象がある。今回の利用時間の拡充によって私立幼稚園から園児を取り戻すこともできるかもしれない。ただし、市の大きな方針として、公立幼稚園に通園してもらえようようにいかに魅力ある園づくりを進めていくかということも重要であり、それが定まれば、現場としても人員や財源の確保といった条件が整えば実施に向けて動き出すことができるだろう。

事務局：

委員からの指摘にもあったように、市の大きな方針を定める必要がある。それがなければ、私立幼稚園の園児数は横ばいであるにもかかわらず、公立幼稚園の園児数はこれまでどおり毎年 100 名ずつ減少していくことになる。

市としても、公立幼稚園として果たすべき大事な役割はあるものと考えてるので、今後の園の維持を考えた際には預かり保育の利用時間を拡充させた方がニーズも高いと

考えた。園としても、園児がいなくなってしまうと機能しない。現時点においてはどの程度利用時間を拡充させれば公立幼稚園に通園してもらえるか未知数であることから、今後もそのニーズをふまえて対応していくことになるものと考えている。

委員：

保育要素を拡充させることは、保護者ニーズにも合致するのではないか。

部会長：

前述したとおり私立幼稚園の預かり保育の利用時間はかなり拡充されてきているが、一方で保育の質が確保されているのかといった問題はある。利用時間の拡充によって小規模保育所から幼稚園に園児が戻ってきているとの声もあり、パートタイムで働く保護者にとっては幼児教育に魅力を感じて幼稚園に通園させたい傾向もまだまだ強いのではないか。これからの時代を考えれば、利用時間については（現在の16時までを拡大して）17時か17時30分までとするのがいいのではないか。

この案件については次回も継続して協議する。

事務局：

それでは、これで本日の会議を終了する。

以 上